

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

多文化共生社会に向けて：
オーストラリアの例から日本のこれからを考える

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 関西外国語大学 公開日: 2025-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 仲西, 恭子 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学短期大学部
URL	https://kansaigaidai.repo.nii.ac.jp/records/2000335

多文化共生社会に向けて —オーストラリアの例から日本のこれからを考える—

短期大学部 教授 仲西 恭子

2024年7月の訪日外客数は329万2500人となり、過去最高を記録した（日本政府観光局統計発表）。関西でもインバウンドの増加を感じるが、東京に行くと「日本で生活する外国人」の多さにさらに驚く。2023年12月時点の在留外国人数⁽¹⁾は341万992人である（出入国在留管理庁）。技能実習制度は2027年を目途に育成就労制度へと移行するが、政府が制度の目的の一つに人材確保を掲げていることから考えて、国内の外国人の数はこの先さらに増えることが予測される。

多文化共生社会に向けて日本にいる外国人の人権擁護、特に人種差別からの保護に関する取り組みの方向性について、オーストラリアから手がかりを得ることはできないものだろうか。

現在のオーストラリアは非常に人種的・民族的に多様な国へと変化している。オーストラリア統計局（ABS）が発表した2021年の国勢調査⁽²⁾の結果では、総人口約2550万人に対して、海外で生まれた者または両親のどちらかが海外で生まれた者の占める割合が5割を超えている。出生国別推計人口の上位1位から5位は順に、イギリス（3.6%）、インド（3.2%）、中国（2.5%）、ニュージーランド（2.2%）、フィリピン（1.4%）となっており、アジア諸国出身者も多いことがわかる。

1973年にウィットラム労働党政権の移民大臣であったアル・グラスビーによって初めて「多文化主義」という言葉が提唱されて以来、オーストラリアは多文化社会へと歩み始め、今では世界から成功した多文化国家として認知されている。しかし、入植以来の同国の歴史を振り返るとその道のりは平坦ではなかった。オーストラリアで金鉱が発見され、ゴールドラッシュを迎えた1850年代、中国人の大量流入が始まると、徐々に中国人鉱夫とヨーロッパ人鉱夫あるいはオーストラリア生まれの人々

との間に摩擦が生じていった（長山, 1986, p.173）。1877年にクイーンズランド植民地議会が中国人移民制限法を成立させると、各地で同様の法律が制定され、1901年には有色人種の流入を制限する連邦移民制限法⁽³⁾が成立する。いわゆる白豪主義政策の始まりである。この政策は、オーストラリアから白人以外を排除することで、白人の優位性を保つイデオロギーとしても機能していたという（Jupp, 1991, p.53）が、この時期に白人の「私たち（we-group）」とそれ以外の「彼ら（they-group）」という二項対立的思考がオーストラリア社会に深く染みつき、一部の国民は未だにそこを脱せずにいるのではなかろうか。1973年に移民法が改正され、人種を基準にした移民審査は廃止されたが、それも自国経済の発展にアジア太平洋地域との良好な関係が不可欠になったという政治的・経済的理由によるところが大きい。

一方で戦後の世界の人種差別問題への取り組みはどうであったかというと、第二次世界大戦後に国際連合が設立され、戦中にナチス・ドイツがユダヤ人に対して行った大量虐殺や南アフリカの人種隔離政策（アパルトヘイト）への非難が高まり、人種差別の撤廃に関する国際法規範が充実しつつあった（佐々木, 2021）。1965年の第20回国連総会では「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（以下、国連人種差別撤廃条約）が採択された。オーストラリアは1966年に調印したが、国内法が整備されず、批准されないまま8年が経過し、1975年ようやく人種差別禁止法（Racial Discrimination Act 1975、以下RDA）が国内で成立し、条約を批准することとなる。一方、日本はオーストラリアから20年遅れて1995年に加入している。

国連人種差別撤廃条約には、締約国に対して人種差別的な思想の流布、差別を煽動する行為を犯罪として扱う義務を定めた第4条a項がある⁽⁴⁾。オーストラリア政府が1974年に同条約の批准に向けて提出した当初の国内法の法案は、第4条a項が締約国に課した義務を果たすことを意識した内容であった（クープ, 2013, pp.2-3）。しかし、連邦議会上院で野党保守連合の反対に遭い、大幅な削除と修正を余儀なくされ、結局、「禁止

している行為をすべて犯罪として扱う」という点を削除して、1975年に前述のRDAとして成立した。

1994年にはキーティング労働党政権が今度こそ国連人種差別撤廃条約第4条a項の実現を目指し、人種的憎悪を民事上の権利侵害および連邦犯罪法上の犯罪とする人種的憎悪禁止法の法案を連邦議会に提出する。刑事関連の部分は、再び連邦議会上院で否決されてしまうが、民事関連条文は承認され、人種的憎悪禁止法（Racial Vilification Act 1995）が成立し、RDAには「Part II A－人種的憎悪に基づく不快感を与える行為の禁止」として、18条A項から18条D項までが新たに導入された（仲西, 2024, p.17）。特に重要性が高いのが18条C項とD項であり、C項は、人種、皮膚の色、または民族的・国民的出自を理由に行われる、個人または集団に不快感を与え（offend）、侮辱し（insult）、屈辱を与え（humiliate）、脅迫する（intimidate）合理的な恐れがある公的な行為を禁止している。D項は、C項の適用除外項目であり、芸術作品、科学・学術研究、公益に関わる事象または問題についての公正なコメントは、分別をわきまえ、かつ誠意をもってなされた場合においては除外される（AHRC, 2014）。オーストラリア人権委員会（AHRC）は人種差別に対する苦情申し立てを受け付けており、訴訟に発展する前に和解を図る役割を果たしているが、場合によっては、連邦裁判所で差別行為が争われ、相手に制裁を科すこともある。

日本は、国連人種差別撤廃条約に加入した際、同条約の内容は既に実施できているとして、新規の立法措置は行わなかったため、今日でも人種差別を禁止する包括法が存在しないままとなっている（佐々木, 2021）。第4条a項についても、表現の自由に抵触する恐れがあるとして、留保を付している⁽⁵⁾。2016年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が議員立法により制定されたが、「理念法」であり、「表現の自由」を侵害する恐れがあるとして罰則規定もなく（瀧, 2019, p.145）、ヘイトスピーチを行う個人や団体に対して直接的な制裁はない。自治体レベルでは、

ヘイトスピーチを規制する条例も一部で施行されており、川崎市のように一歩踏み込んで罰則規定を置く自治体もある（一般財団法人地方自治研究機構, 2024）。

オーストラリアと日本の国連人種差別撤廃条約への対応を比較すると、オーストラリアのRDA18条C項は、明確な法的対応が可能なおうえ、差別的行為に対して法的な制裁が科される可能性がある点で、日本のヘイトスピーチ解消法よりも進んでいると評価できる。一例を紹介するならば、アンドリュー・ボルト事件である。ニュース・コープ・オーストラリア（News Corp Australia）のコラムニストであるアンドリュー・ボルトは、オーストラリア先住民であるアボリジナル⁽⁶⁾の18人の実名を挙げたうえで、肌の白いアボリジナルは、自らのキャリア・アップのためや政治的打算からアボリジナルのアイデンティティを利用しているといった内容のコラムを2009年に少なくとも2本執筆し、ヘラルド・サン紙（*The Herald Sun*）がこれらを掲載した⁽⁷⁾。記事の中で名指しされた1人のパット・イートックは、ボルトと記事を掲載した新聞の発行元であるThe Herald and Weekly Timesを相手取り裁判を起こし、2011年9月28日に勝訴している。

日本のヘイトスピーチ解消法もヘイトスピーチを「許されない行為」として明記し、自治体が啓発活動や支援策を行うことを奨励しており、社会的な啓発を促しているという意味で一定の意義を持っていると言えるが、罰則がないために抑止力がない。また、田上（2021, p.32）によると、ヘイトスピーチの対象が「本邦外出身者」だけに限られていることも制定当初からの問題であり、さらに、佐々木（2021, p.14）によると、人種差別を禁止する包括的な法律が存在しないため、その歪みから生じる問題もあるという。

勿論、こうした違いは、それぞれの国の文化的背景や法制度の違いによるところもあるだろうが、少なくとも日本が今後、多文化共生社会に一歩でも近づくためには、オーストラリアのRDAに相当するような包括的な法の導入を含めた法制度の見直しと、啓発活動や教育を通じた社会

全体での意識改革が必要と言えそう。オーストラリアも、制度的な対応だけでなく、学校教育やコミュニティ活動を通じて異文化理解を深め、多様性を尊重する社会づくりを推進している。

最後に、日本政府が及び腰になる表現の自由との抵触の問題についてだが、オーストラリアにおいても「表現の自由」を理由にした18条C項の改正あるいは廃止を訴える一部の国民の声はたびたび上がっている。しかし、大多数の国民は18条C項を支持している。2017年にターンブル自由党連合政権下で18C改正運動が起こった際にフェアファクス・イブソスが行った調査では、78パーセントの回答者が改正に反対（つまり18Cを支持）しているという結果が出ている（Knott, 2017）。連邦議会に提出された18条C項の文言を変更する政府提案も同年3月に上院で否決され、18Cは現在も維持されている⁽⁸⁾。

オーストラリアのこれまでの驚異的な経済成長は移民の力によるところが大きいと言われているが、日本も労働力として外国人に依存するのであれば、彼らの人権の保護は絶対である。安価な労働力と見下し、彼らの人権を軽視し続ければ、やがて誰も日本には来たがらなくなり、国際社会からは品位に欠ける国として烙印を押されることになるだろう。それは、これから世界でグローバル人材として活躍する日本人の若者にとっても決して望ましいことではない。

注

- (1) 法務省の定義では中長期在留者及び特別永住者（中期とは在留期間が3か月以内）を指す。
- (2) オーストラリアの国勢調査は5年に1回の実施であり、最新のデータは2021年のものである。
- (3) これによって中国人、インド人、日本人など有色人種については、ビジネスマンや旅行者や学生などの短期滞在者、および連邦形成以前の市民権獲得者を除いて、新規のアジア人移民は制限されることとなった（遠山嘉博, 2003, p.10）。
- (4) 国連人種差別撤廃条約第4条a項 「人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる

流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること」(外務省, 2021)。

- (5) IV. 第4条 留保 72.我が国は、本条約を締結するに当たって、第4条(a)及び(b)に関して、次のような留保を付している。「日本国は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第4条の(a)及び(b)の規定の適用に当たり、同条に「世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って」と規定してあることに留意し、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する。」(人種差別撤廃条約第1回・第2回政府報告(2000年1月))
- (6) オーストラリアでは、先住民に対するアボリジニという呼称は差別的なニュアンスが強いとされている(藤川, 2007, p.31)。そのため、日本語の訳語も「アボリジナル」や「アボリジナルの人々」を用いている。
- (7) “It’s so hip to be black” (黒人になるのは格好いい) (2009年4月15日付) および “White fellas in the black” (黒人を装った白人) (2009年8月21日付)。
- (8) 政府案は18Cの文言の「不快感を与え(offend)、侮辱し(insult)、屈辱を与えること(humiliate)」を「嫌がらせをする(harass)」に置き換えることを提案していた。ターンブル首相は記者会見の場において、より強い、より明瞭な文言だと主張したが⁸、法律を骨抜きにしているという批判を浴びた(仲西, 2024, p.115)。

参考文献

- (1) 青島 春枝 (2022年7月27日)「オーストラリアで人口増、移民が全人口の5割に」『ビジネス短信』日本貿易振興機構(ジェトロ)
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/07/5b80a2dfcfb9f459.html> (2024年9月20日)
- (2) 一般財団法人地方自治研究機構 (2024年6月27日)「ヘイトスピーチの拡散防止措置又は禁止を定めている条例」『ヘイトスピーチに関する条例』
http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/001_hatespeech.htm (2024年9月20日)
- (3) 外務省 (2000年1月)「人種差別撤廃条約第1回・第2回政府報告(仮訳)」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/99/index.html> (2024年9月20日)
- (4) 外務省 (2021年9月7日)「国連人種差別撤廃条約 全文(和文、英文)」外務省ホームページ
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/index.html> (2024年9月20日)

- (5) クープ, S. (2013)「オーストラリアにおける人種に基づく中傷の禁止と表現の自由：イートックV.ボルトを中心に」『アジア太平洋レビュー』 10, 2-14.
- (6) 佐々木 亮 (2021年7月12日)「国際社会における人種差別撤廃の要求と日本の課題」『国際法学会エキスパート・コメントNo.2021-6』国際法学会
<https://jsil.jp/archives/expert/2021-6> (2024年9月20日)
- (7) 出入国在留管理庁「育成就労制度・特定技能制度Q & A」
https://www.moj.go.jp/isa/applications/faq/ikusei_qa_00002.html (2024年9月20日)
- (8) 瀧 大知 (2019)「ヘイトデモと警察対応―差別禁止法がない社会における「反差別」の立ち位置」和光大学現代人間学部紀要12, 133-150.
- (9) 田上 雄大 (2021)「ヘイトスピーチ解消法の問題点―法の下での平等の観点から」出版研究52, 25-45.
- (10) 遠山 嘉博 (2003)「白豪主義から多文化主義へ」『追手門経済論集』 38 (1), 1-18.
- (11) 仲西 恭子 (2024)『オーストラリアの多文化社会をめぐるディスコースの分析』大阪公立大学出版会
- (12) 長山 光治 (1986)「オーストラリアの中国系移民に関する一考察―その移動と定住の特異性をめぐって―」『オーストラリア研究紀要』 12, 171-187.
- (13) 日本政府観光局 (2024年8月21日)「訪日外客数 (2024年7月推計値) 7月:3,292,500人、2か月連続で単月過去最高を記録」
https://www.jnto.go.jp/news/press/20240821_monthly.html (2024年9月13日)
- (14) 藤川 隆男 (2007)『猫に紅茶を―生活に刻まれたオーストラリアの歴史』大阪大学出版会
- (15) Australian Bureau of Statistics (ABS) (2022). 2021 Census overview.
<https://www.abs.gov.au/census/about-census/2021-census-overview> (November 22, 2024)
- (16) Australian Human Rights Commission (AHRC) (2014). Amendment to part IIA, racial discrimination act 1975 in Australian human rights commission.
<https://humanrights.gov.au/our-work/legal/submission/amendments-part-iaa-racial-discrimination-act-1975#Heading198> (June 18, 2020)
- (17) Jupp, J. (1991). Immigration. Sydney: Sydney University Press.
- (18) Knott, M. (2017, March 28). Fairfax-Ipsos poll: Eight in 10 voters oppose Turnbull government's 18C race hate law changes. The Sydney Morning Herald.
<https://www.smh.com.au/politics/federal/fairfaxipsos-poll-eight-in-10-voters->

oppose-turnbull-governments-18C-race-hate-law-changes-20170327-gv7dlq.html
(March 28, 2021)

- (19) Story 14: The 2021 Census data: Delivering the 2021 Census (October 8, 2022).
Australian Bureau of Statistics. Retrieved November 21, 2024, from
<https://www.abs.gov.au/census/about-census/delivering-2021-census/story-14-2021-census-data>